

宅急便約款

府運陸交第一四二号認可年月日平成三十一年三月二十八日

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 運送の引受け(第二条―第九条)
- 第三章 荷物の引渡し(第十条―第十四条)
- 第四章 指図(第十五条―第十六条)
- 第五章 事故(第十七条―第十九条)
- 第六章 責任(第二十条―第二十九条)

第一章 総則

- 第一条 この約款は、宅急便運賃が適用される荷物の運送に適用されます。
- 第二条 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
- 第三条 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章 運送の引受け

- 第一条 (受付日時) 当店は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
- 第二条 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
- 第三条 当店は荷物の運送を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を荷物一個ごとに発行します。この場合において、第一号から第六号までは荷送人が記載し、第七号から第十六号までは当店が記載するものとします。ただし、第十一号は記載しない場合があります。

第三章 荷物の引渡し

- 第一条 荷物の引渡しは、荷物の引渡予定日(特定の日に荷受人が使用する荷物の運送を当店が引き受けたときは、その使用目的及び荷物引渡日時を記載します)に、前項の送り状の発行は、電磁的方法により行うことができます。
- 第二条 当店は、前項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の記載したところと異なるときは、点検に要した費用は荷送人の負担とします。
- 第三条 荷送人は、荷物の性質、重量、容積等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

第四章 指図

- 第一条 指図は、荷物の運送を引き受けた後、指図する指図に規定する指図がないときは、荷送人に對し必要な事項を記載せず、又は荷送人の負担に對し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担に對し必要な荷造りを行います。
- 第二条 指図は、次の場合を除き、運送の引受けを拒絶することができます。
- 第三条 指図は、次の各号に掲げる者に対する荷物の引渡しを拒絶する場合があります。

第五章 事故

- 第一条 事故は、天災その他やむを得ない事由があるとき、運送距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日(運送を引き受けた離島、山間地等)に引き渡すことがあります。
- 第二条 前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人が送り状に記載した荷物引渡予定日(特定の日に荷受人が使用する荷物の運送を当店が引き受けたときは、その使用目的及び荷物引渡日時を記載します)に、前項の送り状の発行は、電磁的方法により行うことができます。
- 第三条 当店は、前項の規定により指図に付しないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第六章 責任

- 第一条 責任は、荷物の引渡後、荷受人が荷物の引渡しを受けるまで、荷受人の責任を負います。
- 第二条 荷受人は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。
- 第三条 荷受人は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。

第七章 賠償

- 第一条 賠償は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。
- 第二条 賠償は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。
- 第三条 賠償は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。

第八章 引渡

- 第一条 引渡は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。
- 第二条 引渡は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。
- 第三条 引渡は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。

第九章 指図

- 第一条 指図は、荷物の運送を引き受けた後、指図する指図に規定する指図がないときは、荷送人に對し必要な事項を記載せず、又は荷送人の負担に對し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担に對し必要な荷造りを行います。
- 第二条 指図は、次の場合を除き、運送の引受けを拒絶することができます。
- 第三条 指図は、次の各号に掲げる者に対する荷物の引渡しを拒絶する場合があります。

第十章 事故

- 第一条 事故は、天災その他やむを得ない事由があるとき、運送距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日(運送を引き受けた離島、山間地等)に引き渡すことがあります。
- 第二条 前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人が送り状に記載した荷物引渡予定日(特定の日に荷受人が使用する荷物の運送を当店が引き受けたときは、その使用目的及び荷物引渡日時を記載します)に、前項の送り状の発行は、電磁的方法により行うことができます。
- 第三条 当店は、前項の規定により指図に付しないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第十一章 責任

- 第一条 責任は、荷物の引渡後、荷受人が荷物の引渡しを受けるまで、荷受人の責任を負います。
- 第二条 荷受人は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。
- 第三条 荷受人は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。

第十二章 賠償

- 第一条 賠償は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。
- 第二条 賠償は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。
- 第三条 賠償は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。

第十三章 引渡

- 第一条 引渡は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。
- 第二条 引渡は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。
- 第三条 引渡は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。

第十四章 指図

- 第一条 指図は、荷物の運送を引き受けた後、指図する指図に規定する指図がないときは、荷送人に對し必要な事項を記載せず、又は荷送人の負担に對し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担に對し必要な荷造りを行います。
- 第二条 指図は、次の場合を除き、運送の引受けを拒絶することができます。
- 第三条 指図は、次の各号に掲げる者に対する荷物の引渡しを拒絶する場合があります。

第十五章 事故

- 第一条 事故は、天災その他やむを得ない事由があるとき、運送距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日(運送を引き受けた離島、山間地等)に引き渡すことがあります。
- 第二条 前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人が送り状に記載した荷物引渡予定日(特定の日に荷受人が使用する荷物の運送を当店が引き受けたときは、その使用目的及び荷物引渡日時を記載します)に、前項の送り状の発行は、電磁的方法により行うことができます。
- 第三条 当店は、前項の規定により指図に付しないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第十六章 責任

- 第一条 責任は、荷物の引渡後、荷受人が荷物の引渡しを受けるまで、荷受人の責任を負います。
- 第二条 荷受人は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。
- 第三条 荷受人は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。

第十七章 賠償

- 第一条 賠償は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。
- 第二条 賠償は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。
- 第三条 賠償は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。

第十八章 引渡

- 第一条 引渡は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。
- 第二条 引渡は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。
- 第三条 引渡は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。

第十九章 指図

- 第一条 指図は、荷物の運送を引き受けた後、指図する指図に規定する指図がないときは、荷送人に對し必要な事項を記載せず、又は荷送人の負担に對し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担に對し必要な荷造りを行います。
- 第二条 指図は、次の場合を除き、運送の引受けを拒絶することができます。
- 第三条 指図は、次の各号に掲げる者に対する荷物の引渡しを拒絶する場合があります。

第二十章 事故

- 第一条 事故は、天災その他やむを得ない事由があるとき、運送距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日(運送を引き受けた離島、山間地等)に引き渡すことがあります。
- 第二条 前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人が送り状に記載した荷物引渡予定日(特定の日に荷受人が使用する荷物の運送を当店が引き受けたときは、その使用目的及び荷物引渡日時を記載します)に、前項の送り状の発行は、電磁的方法により行うことができます。
- 第三条 当店は、前項の規定により指図に付しないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第二十一章 責任

- 第一条 責任は、荷物の引渡後、荷受人が荷物の引渡しを受けるまで、荷受人の責任を負います。
- 第二条 荷受人は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。
- 第三条 荷受人は、荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。

なかつたことを証明したときは、この限りではありません。

第二十二條 当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 一 荷物の欠陥、自然の消耗
- 二 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他のこれに類似する事由
- 三 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騷擾その他の事変又は強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 予見できない異常な交通障害
- 六 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- 七 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 八 荷送人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他荷送人又は荷受人の故意又は過失

(引受制限荷物等に関する特則)

第二十三條 第六条第一項第五号に該当する荷物の引渡しは、当店は、その滅失、損傷又は遅延について損害賠償の責任を負いません。

第二十四條 第六条第七号に該当する場合は、当店は、荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

第二十五條 運送上の特段の注意を要する荷物については、荷送人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当店の旨を知らなかった場合は、当店は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた荷物の滅失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第二十六條 荷物の引渡後、荷受人が荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。

第二十七條 荷物の引渡後、荷受人が荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。

第二十八條 荷物の引渡後、荷受人が荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。

第二十九條 荷物の引渡後、荷受人が荷物の引渡しを受ける前に、荷物の引渡しを受ける旨を荷送人に通知し、荷受人の責任を負います。

平成三十一年四月

沖繩サマツ運輸株式会社

沖繩県糸満市西崎町四丁目二番地三